

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣

修



文京区条例第三十九号

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十四条の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項第二号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改め、同項第四号中「前三

号」を「前各号」に改める。

第四十一条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第七十条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第五項、第十二項又は第十三項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六十一条第一項第四号、第九十条第一項第四号及び第九十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

付則第五項中「この項において」を削り、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の下に「（同条第三項又は付則第十二項若しくは第十三項の規定により保育士とみなされる者及び第五十条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加え、付則第九項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「、「二十五人」とあるのは「三十人」と」を削り、付則第十三項中「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい」を「第五十条第三項」に、「保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。）」を「前二項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項により算定される保育士の数」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第十二項中「付則第十項」を「付則第十一項」に改め、同項を付則第十三項とし、付則第十一項を付則第十二項とし、付則第十項の前の見出しを

削り、同項を付則第十一項とし、同項の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し、付則第九項の次に次の一項を加える。

10 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第五十条第二項中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付則に次の一項を加える。

15 第五十条第三項及び付則第五項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。